

農泊の概念の考察

—政策における位置づけとグリーン・ツーリズムとの比較—

主事研究員 佐藤彩生

〔要 旨〕

本稿の目的は、政策上における農泊の概念を解明することである。政策文書の言説の分析から、1節で農村政策における都市農村交流の変遷を追い、2節では農村政策と観光政策の動向から農泊導入の政策的背景として訪日外国人旅行者の受入れとグリーン・ツーリズム（GT）の仕切り直しの2点を示した。3節で、農泊の定義や事業概要から観光コンテンツの造成や宿泊施設の整備など観光サービスの要素が多い点や、観光関連事業者の参画など農泊の特徴を抽出した。4節では1～3節を踏まえたうえで、農泊のGTとの比較から、農泊は「GTを土台としながらも、農林漁業あるいは観光関連産業を本業とする主導者が地域の有志と協力し、大人や訪日外国人の観光客を対象に農山漁村の地域資源を活用した観光サービスを民間主導で提供する取組みであり、精神的な交流よりも収益性を求める点がGTとは大きく異なる」と結論づけた。

目 次

はじめに

- (1) 課題提起
- (2) 先行研究の整理
- (3) 方法

1 農村政策における都市農村交流の位置づけの変遷

- (1) 都市住民が享受する対象としての農村（1980年代）
- (2) グリーン・ツーリズムの台頭（1990年代～2000年代前半）
- (3) 観光、教育、人材活用への分化（2000年代後半～2020年）
- (4) 小括

2 農村・観光政策にみる農泊の現れ

- (1) 都市農村交流におけるインバウンドの高まり
- (2) 観光政策における農泊の位置づけ
- (3) 農泊導入の政策的意図
- (4) 小括

3 定義と事業概要にみる農泊の特徴

- (1) 農泊の定義にみる特徴
- (2) 農泊の事業概要の特徴
- (3) 小括

4 農泊の概念の考察

- (1) グリーン・ツーリズムとの概要比較
- (2) グリーン・ツーリズムからの概念的な変化

おわりに

はじめに

(1) 課題提起

農林水産省の農山漁村振興交付金に「農泊推進対策」が創設されてから5年が経過しようとしている。同事業の採択地域（以下「農泊地域」という）は、2020年12月までに当初の目標を超える554か所に上り、体験プログラムやツアーの造成、宿泊施設の整備など、訪日外国人旅行者を含む観光客の受入れを進めてきた。

農泊は、農林水産省の政策のみならず、観光庁の「観光ビジョン実現プログラム2020」（アクション・プログラム^(注1)）や内閣府の「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」等にも組み込まれ、訪日外国人旅行者の誘客促進や関係人口の拡大等にも期待が寄せられている。

このように各省庁の施策に組み入れられている農泊であるが、肝心となる定義が農林水産省において「農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ『農山漁村滞在型旅行』^(注2)」と提示され、広義かつ曖昧であることから概念的な混乱が生じている。^(注3)こうした混乱の大きな理由は、先行して農村振興策として取り組まれてきたグリーン・ツーリズム（以下「GT」という）と農泊の政策上の相違が明確に示されていない点にある。

そこで本稿は、まず農泊およびGTの起源となる都市農村交流の系譜をたどり、農泊がいかなる役目を担って登場したのかを

明らかにする。そのうえで、GTとの特徴の比較により、政策上におけるGTから農泊への概念的な変化を明らかにする。

なお、本稿で扱う農泊は、農家民宿や農家民泊の略称ではなく、農村政策の農泊推進対策の事業やその取組みを指す。

(2) 先行研究の整理

政策における農泊の概念の検討を行った先行研究は管見の限りなく、また、農泊の先行研究も少ない。大學・納口（2019）は、教育旅行に取り組む農泊地域の実態と農林水産省（行政）が進める農泊の比較から、行政における農泊推進の方向性の特徴として、「観光振興的な性質」であり、農泊の位置づけは「ビジネスとして収益性を追求し本業的」で、客層は「インバウンドを強く意識」などの整理を行っている。

また、近年の都市農村交流の変遷に関する研究には、齋藤（2014）、小山・十代田・津々見（2017）、阪井（2017）があるが農泊の登場以前のものであり、それ以降の田園回帰に着目した大西（2019）、子ども農山漁村交流プロジェクトに限定した出口（2021）ではいずれも農泊に着目していない。

それに対して本稿では、都市農村交流の到達点ともいえる農泊について、研究の基礎となる政策上の概念整理を行う。

(3) 方法

農泊の概念整理にあたっては、政策文書や関連する政策の資料の言説を3段階に分けて分析する。第1段階は、農泊とGTの起

源となる都市農村交流が農村政策でどのように位置づけられ、いかなる変遷を経て農泊に至ったのかを80年代から現在までの農村政策の文書から分析する。第2段階は、農村政策と観光政策のはざまでいかにして農泊が現れたのかを06～20年度の「食料・農業・農村白書」（以下「白書」という）や観光庁の政策に関連する資料等から概観する。第3段階では、農泊の定義等や事業概要、農泊の地域概要から特徴を確認する。以上の3段階から農泊とGTの特徴を比較し、農泊の概念を解明する。

（注1）観光庁のアクション・プログラムは、正式には観光立国実現に向けたアクション・プログラム、観光ビジョン実現プログラムと年によって呼称が異なるが、本稿ではアクション・プログラムとした。

（注2）農林水産省ウェブサイト「『農泊』の推進について」https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/nouhaku_top.html（2022年1月5日時点）

（注3）農泊の定義の曖昧性については、農林水産省の有識者会議である「農泊推進のあり方検討会」で議論が重ねられ、「今までやってきた都市農村交流と何が違うのか、常に原点回帰して考えていかないと、あまり変わらない」（農林水産省（2019a）5頁）といった発言のほかにも大學・納口（2019）でも指摘がある。

1 農村政策における都市農村交流の位置づけの変遷

（1）都市住民が享受する対象としての農村（1980年代）

まず、農村政策における都市農村交流の位置づけの変遷を80年代以降の農政文書からみていく。^{（注4）}

「80年代の農政の基本方向」（80年）、「『80

年代の農政の基本方向』の推進について」（82年）、「21世紀へ向けての農政の基本方向」（86年）に共通する都市農村交流の三つの特徴として、①情操、創造性のかん養、やすらぎ、ゆとりなど都市住民の精神面を癒やすはたらき、②緑空間やレクリエーション、余暇空間、リゾートゾーン、定住など都市住民への農村空間の提供・開放、③農村に対する国民の理解の必要性が挙げられる。これらの特徴から、農村の資源は農村に住む居住者のものだけでなく都市住民も享受し得るものであることが強調されている点を確認できる。

また「21世紀へ向けての農政の基本方向」（86年）では、「都市、農村が相互の理解を深めるため積極的に交流」「農村から都市への活発な働きかけ」など交流に踏み込んだ内容となった。これにより、都市と農村の相互理解における関係性の発展の手段として交流が用いられるようになったとみられる。これらの背景には、都市の過度な産業化と人口の過密化による憩いや心の豊かさへの希求、さらに景気対策・内需拡大を図る農村地域開発の進行がある。^{（注5）}

（2）グリーン・ツーリズムの台頭（1990年代～2000年代前半）

「新しい食料・農業・農村政策の方向」（92年）でGTが初めて登場した。GTは、GATTウルグアイラウンド交渉の進展を背景とする農業の多面的機能の維持・再生産、および市場わい曲的でない農業保護の在り方の検討・採用にあたり、たとえば都市住民が

農村に滞在し、体験や買物等を通じて農家所得を向上させるといった消費者負担を通じた市場メカニズムの活用による多面的機能の維持・再生産費用の補償を意図して導入された。^(注6)以降、「農政改革大綱」(98年)、「食料・農業・農村基本法」(99年)、「食料・農業・農村基本計画(以下「基本計画」という)」(2000年)、「基本計画」(05年)でもGTの振興が踏襲され、GTは都市農村交流の政策の核となった。並行して、94年に「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」が制定、95年に農林漁業体験民泊の登録が開始、03年からは農林漁家の民泊開業に関する規制緩和が行われ農家民泊が普及していった。

さらに、経済財政諮問会議「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」において都市農村交流が「都市と農山漁村の共生・対流」^(注7)と称した経済活性化戦略として位置づけられ、04年度からは農林水産省、総務省、文部科学省、環境省、国土交通省、経済産業省、厚生労働省、内閣府の8府省による横断的な政策として展開されることとなった。^(注8)

(3) 観光、教育、人材活用への分化 (2000年代後半～2020年)

続いて2000年代後半から20年までをみていく。「基本計画」では05年に観光立国、10年に訪日外国人や高齢者等の新たな交流需要の創出や観光関係者との連携などが明記され、観光の要素が強まっていった。そのほかにも「田舎で働き隊！」(08年開始)や

「地域おこし協力隊」(09年開始)など都市部の人材活用や、「子ども農山漁村交流プロジェクト」(08年開始)を受けた子供の農山漁村宿泊など教育、医療・介護など他省庁の要素が盛り込まれている。

さらに14年の農林水産省と観光庁との「農観連携の推進協定」の締結を受けて、都市農村交流における観光との結びつきが強まったと考えられ、15年の「基本計画」は観光需要の開拓や観光地域づくり、訪日外国人旅行者の農村への呼び込みなどより一層観光の要素が強まっていった。この時期に開始された地方創生政策においても、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(14年)の「Ⅲ. 2. (1)－(ウ)－③観光地域づくり、ローカル版クールジャパンの推進」では、訪日外国人旅行者の地域への呼び込みや農林漁業など地域独自の観光資源の磨上げによる魅力ある観光地域づくりの必要性が明記されている。

16年の「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂では、13年の同プランになかった農泊が新たに加わり、農泊は農村政策における重点項目に位置づけられた。また20年の「基本計画」では、農泊や関係人口の用語が現れ、観光の要素が強い農泊、教育を目的とする子ども農山漁村交流プロジェクト、都市部の人材活用や地方移住を意図した田園回帰・関係人口へと都市農村交流の施策が分化したとみられる。

(4) 小括

都市農村交流は、都市住民の農村資源の

享受に始まり、その後GTが台頭し、他省庁との連携および農観連携の推進協定を経て農泊に至った。農村政策における都市農村交流の位置づけは、当初、農村と都市との精神的な交流やそれに伴う相互理解が重視されていたが、他省庁連携の段階を経て農泊に至ることで、観光消費増による農村所得の向上を目的に観光サービスを提供する側（農村）と消費する側（都市）といった経済中心の関係性に移行したと考えられる。都市農村交流の変遷に関する先行研究では、都市農村交流は90年代の交流、2000年代の共生、10年代の協働へと移行してきたとされているが、農泊は協働の次の段階に位置づけられるものとみられる。^(注9)

本節の農政文書は間隔が空いているため、次節からは年次の推移をたどり、農泊がいつかにして登場したのかを確認する。

(注4) 紙幅の制約から具体的な参照箇所の提示は稿を改めたい。

(注5) 大西（2019）216～217頁

(注6) 桑原（2010）8～9頁

(注7) 『『共生』は、都市と農山漁村がお互いに関係し合い支え合う様子、『対流』は、都市と農山漁村の間に人・モノ・情報の循環が繰り返される様子』（出口（2021）17頁）

(注8) 大西（2019）214～215頁

(注9) 齋藤（2014）343～345頁

2 農村・観光政策にみる農泊の現れ

(1) 都市農村交流におけるインバウンドの高まり

まず、白書で取り上げた都市農村交流における①GTと農泊、②訪日外国人旅行者

（インバウンド）および観光との連携、③子供の農業・農村体験に関する06年度以降の毎年の記述内容を整理した。

端的な特徴として、15年度まで毎年項目のあったGTが、農泊の用語が白書に初めて現れた16年度以降、項目に現れなくなったことが挙げられる。つまり、この年を境にGTから農泊へと使用する用語が置き換わったものと考えられる。

次に訪日外国人旅行者に関しては、07年度以降は訪日外国人旅行者を対象とするGTの取組みの重要性を示す内容が毎年記され、特に15年度から19年度にかけて訪日外国人旅行者に関する記述が多い。つまり、農泊の登場前後で訪日外国人旅行者の重要性が高まったものとみられる。観光との連携に関しても毎年項目にはないものの度々登場し、GTとセットでその重要性が強調されていた。

他方、子供の農業・農村体験に関する内容は07年度～14年度の白書における記述量が多い。これは農林水産省と総務省、文部科学省が連携した「子ども農山漁村交流プロジェクト」が08年度に開始されたことが影響しているとみられる。

(2) 観光政策における農泊の位置づけ

先述のとおり「都市と農山漁村の共生・対流」は省庁横断のプロジェクトであり、観光の要素が強い農泊は観光関連施策の影響を受けやすいものと推察される。そこで次に観光庁の動向や観光政策から農泊がいかなる経緯で現れたのかをみていく。

07年度の「観光立国推進基本計画」の「第3 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 4. 観光旅行の促進のための環境の整備 (五) 新たな観光旅行の分野の開拓 ②各ニューツーリズムの推進」においてGTの説明と推進の方向性について示され、「都市と農山漁村の共生・対流の推進」の項目では「共生・対流を推進する民間主体の組織の活動に対する支援」を行うこととしている。

14年1月には、農林水産省と観光庁は農山漁村の魅力と観光需要を結びつける取組みを推進し農山漁村の活性化と観光立国の実現を図るために「農観連携の推進協定」^(注10)を締結した。そのなかでは、当面の課題として「農林漁業体験等のグリーン・ツーリズムと他の観光の組合せによる、新たな観光需要の開拓」および「訪日外国人旅行者を農山漁村へ呼び込むための地域資源の発掘・磨き上げ、受入環境整備やプロモーションの推進」を含む6項目が掲げられている。すなわち、後者の課題が現在の農泊の原形とみられる。こうしたことを受けて14年の観光庁のアクション・プログラムでは「農山漁村の日常生活体験への外国人旅行者のニーズに応える」と明記されている。

16年の「明日の日本を支える観光ビジョン」で農泊の用語が初めて使用され、以降「滞在型農山漁村の確立・形成」の施策のなかで農泊が扱われるようになり、一貫して訪日外国人旅行者の農山漁村滞在への呼び込みの手段として施策が継続、強化されていた。さらに19年のアクション・プログラ

ムにおいては「1. 外国人が真の意味で楽しめる仕様に変えるための環境整備」や「2. 地域の新しい観光コンテンツの開発」の一つの項目として農泊が取り上げられて^(注11)おり、インバウンドの受入地域と新しい観光コンテンツとしての期待が農泊に集まっていたものと考えられる。

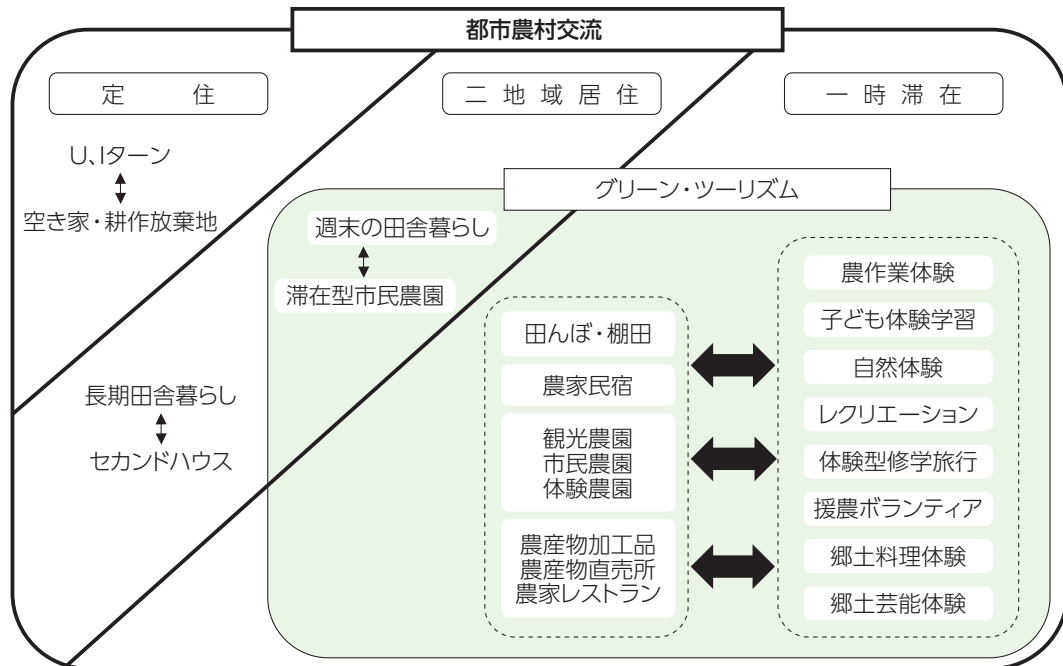
こうした背景には、12年以降の訪日外国人旅行者の増加を受けて、観光庁が訪日外国人旅行者の目標数を大々的に掲げたり、14年から始動した地方創生政策でも「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(14年)で訪日外国人旅行者の地域への呼び込みを示すなど、国策として訪日外国人旅行者数を増やす方針があり、そのために農山漁村地域がその受入れ先の一つとなったものと考えられる。また前項で示したような15年度白書以降の訪日外国人旅行者に関する記述の増加の理由には、これらの観光庁や地方創生政策との政策的な連動があったとみられる。

(3) 農泊導入の政策的意図

続いて、なぜ16年度白書以降GTから農泊へと用語が置き換わったのかに着目したい。GTの定義は農林水産省では「緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型^(注12)の余暇活動」としており、都市農村交流の一部として位置づけられてきた(第1図)。都市農村交流のなかでも一時滞在を軸に農業や自然、農村に関する体験や買物、飲食、宿泊を中心としている。

GTの先行研究においてはGTを余暇活動

第1図 農林水産省の都市農村交流とグリーン・ツーリズムの位置づけ



資料 農林水産省「食料・農業・農村白書(平成25年度)」(180頁)の「都市と農村の共生・対流に関わる多様な形態」をもとに作成

や観光の一形態とも捉える解釈もあり、農泊をGTとみなしてもさして違和感がない。しかしあえて農泊と銘打ち、従来のGTと区別しているのはなぜだろうか。

この理由の背景には、農村振興策におけるGTの失敗に対する仕切り直しの意図が垣間みえる。18年度白書では、都市農村交流について、サービス等の価格設定が低い、運営体制の多くが任意組織で資金の持越しができず持続的でない、後継者がなく受入れ疲れの地域もあるなど、主に持続性と収益性に関する問題を指摘している。そのうえで、農山漁村滞在型旅行を持続的なビジネスとして実施し、農山漁村の活性化を目指す農泊

が推進されていると提示し、従来からの転換を強調している（第1表）。

第1表の「従来」として示されている都市農村交流の地域のイメージは一見浮かびづらいが、受入組織機能の特徴から推察するには、子ども農山漁村交流プロジェクトで推進されてきたような教育旅行の受入地域であるとみられる。教育を目的として都

第1表 従来の都市農村交流と今後の農泊のねらい

	従来	今後
地域の目標	「生きがいづくり」に重点	持続可能な産業へ
資金	公費依存	自立的な運営
体制	任意協議会(責任が不明確)	法人格を持った推進組織(責任の明確化)
受入組織機能	農家への宿泊のあっせんが中心	外部目線を活かしたマーケティングに基づく多様なプログラム開発・販売・プロモーション・営業活動

出典 農林水産省「食料・農業・農村白書(平成30年度)」(244頁)

市農村交流に取り組む「従来」の地域を、観光消費による所得獲得を目的とする「今後」の地域に転換することへの違和感は拭えないが、農泊という新たな用語への切替えによりそうした性格の変化を反映しているようである。

では、「今後」の農泊のモデルはどこにあるのかという疑問が浮かぶが、内容からすると観光地域づくり法人（DMO〔Destination Management/Marketing Organization〕）が最もそれに近いとみられる。観光地域づくり法人の特徴として、データに基づく観光

地経営が挙げられるが、「稼ぐ力」や多様な関係者との協力、法人格を有するなど農泊が目指すべき運営体制と共通する点が多い（第2表）。アクション・プログラムや観光白書では15年から日本版DMOの用語が登場し、農泊に1年先行して日本版DMO候補法人の登録が開始されたこともあり、農泊に影響を与えている可能性が高いものとみられる。

（4）小括

14年の農林水産省と観光庁の「農観連携

第2表 農泊と観光地域づくり法人(DMO)の概要の比較表

	農泊	観光地域づくり法人(DMO)
定義	農山漁村において日本ならではの伝統的な生活体験と非農家を含む農山漁村の人々との交流を楽しみ、農家民宿や古民家等を活用した宿泊施設に滞在して、観光客にその土地の魅力を味わってもらう農山漁村滞在型旅行	観光地域づくり法人は、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、 多様な関係者と協同 しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人
目的	農山漁村において「農泊」を持続的なビジネスとして推進し、農山漁村における所得の向上や雇用の増大を図ること	・地域の取組目標となる水準の提示による観光地域づくり法人の形成・確立の促進 ・関係省庁が観光地域づくり法人の形成・確立を目指す地域の情報を共有することによる支援の重点化 ・観光地域づくり法人の間の適切な連携を促すことで各法人間の役割分担がされた効率的な観光地域づくり
効果・役割・機能・要件	・都市住民や訪日外国人旅行者等を農山漁村に呼び込み、宿泊してもらい、また地域の食材を活用した食事メニューや自然、伝統文化等の体験プログラム等を提供することにより、地域の所得向上や雇用の創出、さらには農業や農村への理解の促進が期待される ・要件は、①農泊実践地域に、地域内の協議・調整の場としての「地域協議会」を設立すること、②農泊の取り組みの中核的な役割を担う法人を構成員に位置付けること	①観光地域づくり法人を中心として観光地域づくりを行うことについての 多様な関係者の合意形成 ②各種データ等の継続的な収集・分析、データに基づく明確なコンセプトに基づいた戦略(ブランディング)の策定、KPIの設定・PDCAサイクルの確立 ③ 地域の魅力の向上に資する観光資源の磨き上げ や域内交通を含む交通アクセスの整備、 多言語表記等の受入環境の整備 等の着地整備に関する地域の取組の推進 ④関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組みづくり、プロモーション ・要件は、上記①、②、④のほか、 法人格の取得、責任者の明確化、データ収集・分析等の専門人材の確保、安定的な運営資金の確保
採択・登録開始年	17年度	16年2月26日に日本版DMO候補法人の第1弾登録
地域数	554地域(20年12月時点)	登録DMO 広域連携DMO:10件、地域連携DMO:95件、地域DMO108件、計213件 候補DMO 地域連携DMO:24件、地域DMO:66件、計90件(21年11月4日時点)

資料 農林水産省「食料・農業・農村白書(平成29年度、令和元年度)」、農林水産省(2019a)、観光庁ウェブサイト https://www.mlit.go.jp/kankocho/page04_000048.html(2021年12月17日時点)をもとに作成
 (注) 太字は農泊と共通すると考えられる箇所。

の推進協定」の内容をベースに、その後のインバウンド需要の受入れ先として農泊の必要性が高まったことが確認された。また持続性と収益性に乏しいGTからの転換として農泊が導入され、そのモデルは日本版DMOである可能性が高いことが推察された。ではその農泊は政策上どのように定義され、いかなる方針と事業の下で実現が目指されているのかについて、次節からみていく。

(注10) 観光庁ウェブサイト https://www.mlit.go.jp/kankocho/news04_000070.html (2021年12月29日時点)

(注11) 「1. 外国人が真の意味で楽しめる仕様に変えるための環境整備」の項目は観光地、交通機関、文化財・国立公園、農泊の四つ、「2. 地域の新しい観光コンテンツの開発」の項目は文化財、国立公園、公的施設・インフラ、古民家や城泊・寺泊等、農泊、観光地・交通機関の六つで構成されている。

(注12) 農林水産省ウェブサイト https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kyose_tairyu/k_gt/pdf/1siryou2_2.pdf (2022年1月10日時点)

(注13) 栗栖 (2011) 38～39頁

3 定義と事業概要にみる農泊の特徴

(1) 農泊の定義にみる特徴

農泊に関する有識者会議の「農泊推進のあり方検討会」では、農泊の定義について、都市農村交流との差異の曖昧性、農家民泊との混同、ファームステイの名称の利用の検討など様々な問題点が指摘されている。同検討会では、農泊を「農山漁村地域において何らかの形で、宿泊、食事、体験プログラムを提供できる形を備えたもの」といった広義の概念で示し、補完的に宿泊、食

事、体験の内容を説明しているが、それでもなお曖昧性を帯びたものとなっている。

ここで農林水産省と観光庁の資料から農泊の各種定義や説明に関する記述をみていくと、農山漁村での宿泊、外国人旅行者・インバウンド、地域資源を活用した食事や体験、日本ならではの伝統的生活体験、農家民宿や古民家、観光コンテンツ、非農家を含む農村地域の人々との交流、ビジネスなどが頻出し、それらが農泊の重要な特徴と考えられる(第3表)。

(2) 農泊の事業概要の特徴

次に、農泊の実現にあたっていかなる事業の方向づけがされ、支援が行われているのかについて第4表、第5表からみていく。

農泊の事業概要における対策のポイントでは、18年度から2年間、20年度、21年度から2年間と3段階で内容に変化があった。具体的には、18年度と19年度ではインバウンドの呼び込みが中心となり、20年度は専門家派遣が、21年度にはワーケーションが追加された。政策目標においては、17年度からの最初の3年間は農泊地域の創出、20年度以降は交流人口の数が設定されている(第4表)。

農泊は、農泊推進事業、施設整備事業、広域ネットワーク推進事業の三つの事業で構成されている。そのうち農泊地域が活用する農泊推進事業と施設整備事業をみていく(第5表)。農泊推進事業は、18年度から19年度へはインバウンド需要の呼び込みが、20年度は農家民泊の農家民宿への転換、21

第3表 農泊の定義や説明文(抜粋)

内容	参照資料
農泊とは、外国人旅行者を含む利用者が農山漁村地域に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のこと	農林水産省(2019a)
「農泊」とは、農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のことです。地域資源を観光コンテンツとして活用し、インバウンドを含む国内外の観光客を農山漁村に呼び込み、地域の所得向上と活性化を図ります	農林水産省ウェブサイト(注1)
「農泊」とは、【利用者】農山漁村地域に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」。【提供者】地域の中で「宿泊」、「食事」、「体験」を提供できる形を備えていることが必要。宿泊を提供することで、旅行者の地域内での滞在時間を延ばしつつ、滞在中に食事や体験など地域資源を活用した様々な観光コンテンツを提供して消費を促すことにより、地域が得られる利益を最大化。そのためには、地域の関係者が一丸となって、農泊をビジネスとして取り組むことが重要	農林水産省「農泊の推進について」(注2)
政府では、滞在を伴うインバウンド需要を農山漁村に呼び込むため、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在である「農泊」の推進を図ることとして、ビジネスとして農泊に取り組む地域を500地域創出する目標を掲げています	農林水産省「食料・農業・農村白書(平成28年度)」
農泊とは、農山漁村において日本ならではの伝統的な生活体験と非農家を含む農山漁村の人々との交流を楽しみ、農家民宿や古民家等を活用した宿泊施設に滞在して、観光客にその土地の魅力を味わってもらう農山漁村滞在型旅行を指します	農林水産省「食料・農業・農村白書(平成29年度、平成30年度)」(注3)
農泊とは、農山漁村において農家民宿や古民家等に滞在し、我が国ならではの伝統的な生活体験や農村の人々との交流を通じて、その土地の魅力を味わってもらう農山漁村滞在型旅行のことです	農林水産省「食料・農業・農村白書(令和元年度、令和2年度)」(注3)
食と農の景勝地の認定等と連携し、日本ならではの伝統的な生活体験と非農家を含む農村地域の人々との交流を楽しむ「農泊」を推進し、2020年までに全国の農山漁村で50地域を創出	観光庁「明日の日本を支える観光ビジョン(平成28年3月30日)」
農泊ビジネスの現場体制の構築、農林漁業体験プログラム等の開発や古民家の改修等による魅力ある観光コンテンツの磨き上げへの支援を行うとともに、関係省庁と連携して、優良地域の国内外へのプロモーションの強化を図り、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った地域を平成32年までに500地域創出することにより、「農泊」の推進による農山漁村の所得向上を実現する	観光庁「観光立国推進基本計画(平成29年3月28日)」

資料 表中の各資料

- (注) 1 https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakuuishin/nouhaku_top.html (2021年12月17日時点)
2 https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakuuishin/attach/pdf/nouhaku_top-96.pdf (2021年12月28日時点)
3 参照資料が複数示されている内容については文章が完全一致しない場合もあるが、語彙の言い回しがおおむね一致しているため同様の内容として整理した。

年度は多言語対応、ワーケーション受入れ、地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツ開発等、22年度には観光関係者とも連携した観光コンテンツの開発やWi-Fi等の環境整備、人材確保が加えられていた。ワーケーションや高付加価値コンテンツの開発等、観光関係者との連携などは、観光庁の「誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成」実証事業(20年度)、「地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進に向けた実証事業」(21年度)といった新型コロナウイルス対策の事業とも連

動しているとみられる。

他方の施設整備事業は、19年度に大規模な施設整備への支援の拡充、20年度は質の向上のための宿泊施設の改修支援が追加された。ソフト、ハードの両面ともに事業開始から充実した支援内容となっており、事業実施主体は地域協議会や農協、DMOなど幅広い。

20年12月までに農泊地域は554か所採択され、新型コロナウイルスのまん延前の19年度までは体験プログラム数や宿泊施設数(注15)が増加した。各農泊地域の地域概要からは、

第4表 「農泊」の推進の概要(抜粋)

	予算額 (百万円)	対策のポイント	政策目標
17年度	5,000	持続的なビジネスとしての「農泊」を推進することにより、農山漁村の所得向上を実現し、農山漁村の活性化を図ります	平成32年度までに、農泊地域を500地域創出することにより、取組地域の自立的発展と農山漁村の所得向上を目指す
18	5,655	・「農泊」を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置付け、インバウンドを含む観光客を農山漁村に呼び込み、地域の活性化を図ることが重要 ・「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るため、ソフト・ハード対策を一体的に支援するとともに、国内外へのPR等を実施	17年度に同じ
19	5,285	「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、都市と農山漁村との交流を増大するインバウンド需要の呼び込みを促進することで農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るため、ソフト・ハード対策を一体的に支援するとともに、効果的な国内外へのプロモーション等を実施します	「農泊」をビジネスとして実施できる体制を持った地域の創出(500地域[平成32年まで])
20	5,038	「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、都市と農山漁村との交流や増大するインバウンド需要の呼び込みを促進することで農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るため、地域による実施体制の整備や観光コンテンツの磨き上げ、滞在施設等の整備等を一体的に支援するとともに、戦略的な国内外へのプロモーションや地域が抱える課題解決のための専門家派遣等を支援します	・都市と農山漁村の交流人口の増加(1,450万人[令和2年度まで]) ・「農泊」をビジネスとして実施できる体制を持った地域の創出(500地域[令和2年まで])
21	9,805の内数	農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における実施体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ、多言語対応やワーケーション対応等の利便性の向上、滞在施設等の整備等を一体的に支援するとともに、国内外へのプロモーションや地域が抱える課題解決のための専門家派遣等を支援します	都市と農山漁村の交流人口の増加(1,540万人[令和7年度まで])
22	10,215の内数	21年度に同じ	21年度に同じ

資料 農林水産省「農林水産予算概算決定の概要(平成29年度～令和4年度)」をもとに作成

(注) 事業名は、17年度～20年度は「農泊」の推進、21年度は農泊の推進、22年度は農泊推進対策。

大人や訪日外国人旅行者を対象とした体験やツアーの造成、宿泊施設の整備などの取組みが多くみられ、運営の事務局は、教育旅行やGTに長く取り組んできた団体以外にも、観光協会やDMO、商工会など多様な主体が担っている点が特徴として現れている。また、中核的な役割を担う法人(中核法人)の種別では農林漁業関連が2割程度である一方で観光協会を含む観光関連産業が半数を占めており、観光関連産業の存在が大きいことも農泊の特徴とみられる。

(3) 小括

農泊の定義や説明、事業内容等から、大人や訪日外国人旅行者を意識した観光コンテンツづくりや宿泊施設の整備など、農泊が観光サービスの要素を多分に含むことが確認できた。農泊の支援内容では、事業自体の支援が手厚く使いやすいうえに支援対象を農林漁業関連の事業者に限定しないことから、観光サービスを本業とする観光関連事業者も多く参画していることが確認でき、こうした主体の参画が観光サービスへの移行に大きく寄与しているものと考えられる。

第5表 農泊の事業概要

農泊推進事業	
18年度	①農泊ビジネスの現場実施体制の構築及び地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組や取組地域への専門人材の派遣等を支援 ②地域協議会、農業協同組合、NPO法人等 ③2年間、定額(1年目上限800万円、2年目上限400万円)
19	①a都市と農山漁村との交流を増大する インバウンド需要の呼び込みを促進 するため、農泊ビジネスの体制構築や地域資源を活用した魅力ある観光コンテンツの磨き上げ、及び専門人材の確保等を支援 b増大する インバウンド需要に対応 するための、ストレスフリーで快適に滞在できる環境の整備等への支援を拡充(2年間の事業が完了した地域に対し、1地域200万円を上限に追加支援) ②18年度に同じ ③2年間等、定額
20	①国内外の旅行者の農山漁村地域への呼び込みを促進し、地域の活性化を図るため、農泊の推進体制構築や魅力ある観光コンテンツの磨き上げ、インバウンド受入環境の整備、専門人材の確保、 農家民泊の農家民宿への転換 等を支援 ②地域協議会、 地域協議会の連合体、DMO 等 ③2年間等、定額(上限500万円/年等)
21	①a農泊の推進体制構築や魅力ある観光コンテンツの開発、新たな取組に必要な人材確保、インバウンド受入環境の整備等を支援します b実施体制が構築された農泊地域を対象に、 多言語対応やワーケーション受入対応、地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツ開発等 を支援します ②地域協議会、DMO等 ③a2年間、定額(上限500万円/年等)、b上限2年間、1/2等
22	①a農泊の推進体制構築や 観光関係者とも連携した観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保等 を支援します b実施体制が構築された農泊地域を対象に、インバウンド受入環境の整備やワーケーション受入対応、地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツ開発等を支援します ②地域協議会等 ③21年度に同じ
施設整備事業	
18年度	①古民家等を活用した滞在施設や農林漁業・農山漁村体験施設、活性化計画に基づき「農泊」に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設など、「農泊」を推進するために必要となる施設の整備を支援 ②市町村、地域協議会の中核となる法人等、【活性化計画に基づく事業】都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等 ③2年間、1/2、【活性化計画に基づく事業】原則3年間、1/2等
19	①a18年度に同じ b増大する インバウンド需要を含む国内外の旅行者を確実に受け入れられる収容能力の確保のため、地域内に存在する廃校等の遊休施設を有効活用する大規模な施設整備への支援を拡充(1地域1億円を上限に支援) ②18年度に同じ ③2年間、1/2(上限2,500万円等)、【活性化計画に基づく事業】原則3年間、1/2等
20	①a古民家等を活用した滞在施設や体験・交流施設、活性化計画に基づき農泊に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設など、農泊を推進するために必要となる施設の整備を支援(市町村・中核法人等) b地域内で営まれている宿泊施設の質の向上のため、 インバウンドを含む個人旅行者等の多様なニーズに合わせた宿泊施設の改修を支援(農家民宿経営者等実施型) ②a18年度に同じ b地域協議会と地域内の農家民泊経営者等との連携体 ③a2年間、1/2(上限2,500万円、5,000万円、1億円等)、【活性化計画に基づく事業】原則3年間、1/2等 b1年間、1/2(上限1,000万円/経営者、5,000万円/地域)
21	①a農泊を推進するために必要となる古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設の整備や、活性化計画に基づく農産物販売施設等の整備を支援します b地域内で営まれている個別の宿泊施設の改修を支援します(農家民泊から農家民宿へ転換する場合、促進費の活用可能) ②18年度に同じ ③a2年間、1/2(上限2,500万円、5,000万円、1億円)、【活性化計画に基づく事業】原則2年間、1/2等 b1年間、1/2(上限1,000万円/経営者、5,000万円/地域)
22	①a農泊を推進するために必要となる古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援します b21年度に同じ ②中核法人等 ③a2年間、1/2(上限2,500万円、遊休資産の改修:上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修:上限1億円) b21年度に同じ

資料 農林水産省「農林水産予算概算決定の概要(平成30年度～令和4年度)」をもとに作成

(注) 1 ①事業概要、②事業実施主体、③事業期間、交付率

2 太字は前年度からの主な変更箇所。

(注14) 農泊推進のあり方検討会の中間報告では、
「①宿泊では、古民家、農家民宿、廃校等を活用した宿泊施設の増加、②食事では、地元の食材を使った郷土料理や創作メニュー、ジビエ料理、それら食事の農家レストランでの提供、また農家民宿の家庭料理の充実、③体験では、田植えや稲刈り、りんご狩りなどの農業体験、農村風景を楽しむサイクリングやトレッキングなどの自然体験、着物着付け体験などの文化体験、地元の食材を使用した料理作り体験などコンテンツ数の増加など、それぞれの農山漁村地域で提供できる様々な資源を活用して、農山漁村ならではの宿泊、食事、体験・交流というサービスをセットで楽しんでもらう仕組みづくりが重要であり、『農泊』らしい農泊実践地域を増やしていくことが必要」としている。

(注15) 農林水産省 (2021) 5～6 頁

(注16) 農林水産省 (2019b) 14頁

4 農泊の概念の考察

(1) グリーン・ツーリズムとの概要比較

本節では、GTとの比較検討から政策における農泊の概念整理を行う。まず、農泊とGTの定義や目的から検討を始める（第6表）。なお、本稿では農泊もGTともに都市農村交流の一部として位置づける。

一つ目に定義の比較を行う。GTの「緑豊かな」や「余暇活動」^(注17)からは都市住民が精神的にリフレッシュする様子が読み取れるが、他方の農泊は「日本ならではの」から

第6表 農泊とグリーン・ツーリズムの政策上の扱いと特徴の整理

	農泊	グリーン・ツーリズム	(参考)都市農村交流 (都市と農村の共生・対流)
①政策上の定義 ②記載・提唱された文書	①農泊とは、農山漁村において日本ならではの伝統的な生活体験と非農家を含む農山漁村の人々との交流を楽しみ、農家民宿や古民家等を活用した宿泊施設に滞在して、観光客にその土地の魅力を味わってもらう農山漁村滞在型旅行 ②食料・農業・農村白書(平成29年度)	①グリーン・ツーリズムとは、「緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動」 ②グリーン・ツーリズム研究会中間報告(平成4年7月)	①都市と農村の交流の推進は、「人・もの・情報」の行き来を活発にし、都市と農山漁村それぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、理解を深めるために重要な取組(注) ②食料・農業・農村白書(平成23年度)
政策上の用語の 登場年/政策文書	2016年3月/明日の日本を支える観光ビジョン	1992年6月/新しい食料・農業・農村政策の方向	1986年11月/21世紀へ向けての農政の基本方向(注)
目的・効果・目標	・農山漁村の所得向上と活性化の実現 ・「農泊」をビジネスとして実施できる体制を持った地域の創出(500地域) ・都市と農山漁村の交流人口の増加(1,540万人[2025年度まで])	・国民の新たな余暇ニーズへの対応 ・農村地域の自然、文化を保全した農村活性化 ・都市住民の農林漁業・農村への理解の増進 ・外国人旅行者が日本固有の自然及び文化等にふれる機会の提供	
相互の関係性	都市農村交流の一部でグリーン・ツーリズムを土台としながらも、訪日外国人旅行者や観光客への観光サービスの提供による収益性の向上を重視	都市農村交流の一部で、都市と農村の住民の精神的な交流を重視	定住や二地域居住、グリーン・ツーリズムを内包し、都市と農村の行き来に関する内容全般を指す
特徴	・観光サービスの提供 ・農林漁業関連、観光関連事業者等が主導 ・大人や訪日外国人旅行者など個人旅行者が主な対象	・精神的な交流 ・自治体や農林漁業従事者が主導 ・子供、親子が主な対象	

資料 表中の各資料および農林水産省「食料・農業・農村白書(平成29年度)」「農林水産予算概算決定の概要(平成元年度、令和4年度)」、農林水産省ウェブサイト https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kyose_tairyu/k_gt/pdf/1siryu2_2.pdf

(注) 都市農村交流の定義が明示されていないため、代わりに関連する説明文を示した。

訪日外国人旅行者を、「宿泊施設に滞在」から宿泊を、「観光客に」「味わってもらう」「旅行」から観光サービスが想起される。また、「活動」と「滞在型旅行」を対比すると農泊の方が旅行としての、つまり移動を伴うことを強調しているように見受けられ、内容から観光を目的とする旅行であると判断できる。他方、GTは交流に重きが置かれており農泊に比べて観光や宿泊の要素は薄い。

二つ目の目的や効果であるが、GTでは都市と農村の両方に目配りした効果が示されているが、農泊では農山漁村の所得向上と活性化やビジネスなど農村振興の視点が中心となっている。これは1節で指摘したように、GTでは農村を理解してもらう相手だった都市住民が、農泊では観光客や訪日外国人旅行者といった消費者に置き換えられたことに対応している。またGTでは、都市住民が農村に滞在し体験や買物、宿泊等を通して農家所得に還元することを期待していたが、想定していたほどの効果が出なかったため、農泊では農山漁村の所得向上等に目的がより絞られたものと考えられる。

1節から3節を踏まえると、農泊は、GTの取組みを土台としつつも、農山漁村の所得向上への仕切り直しを目的に、宿泊施設の整備や大人・訪日外国人旅行者向けの観光コンテンツを充実させ観光サービスの提供を強化していることがGTとの違いといえる。

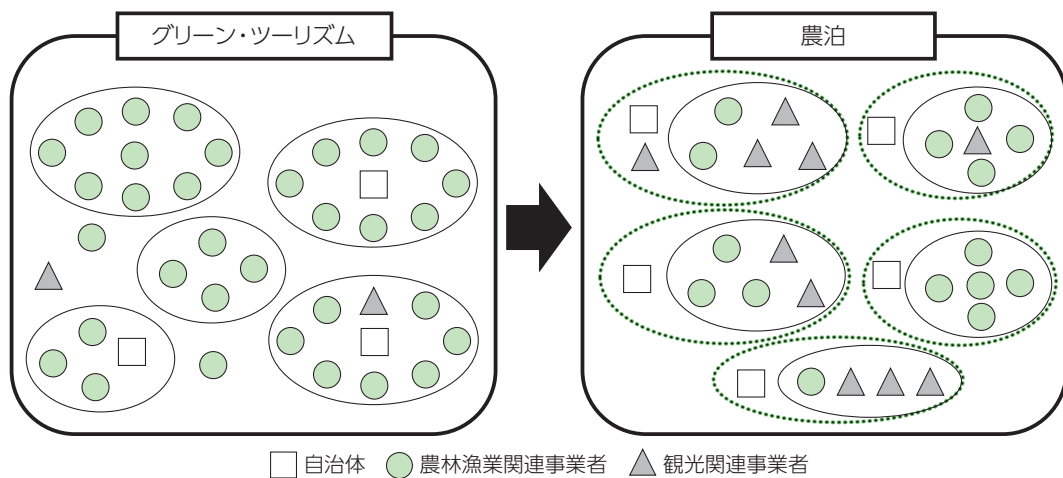
(2) グリーン・ツーリズムからの概念的な変化

次に、GTから農泊に移行するにあたってどのような質的な差異があるのかを整理し、GTから農泊への概念的な変化の考察を行う。

一つ目の差異は農泊の実施主体が自治体主導ではない有志の集団であることにある。GTは自治体主導で取り組む地域が多数あったが、農泊は自治体が事務局を担うことはなく、自治体はオブザーバーとして参加する程度にとどまっているケースが多い。そのため農泊では、地域住民や農林漁業関連事業者、地域の事業者等の意向で事業が申請・採択され、有志の集団がこれに取り組んでいる。

二つ目の差異は主導する運営主体における観光関連事業者の比重の高まりである。GTでは主に自治体や農家などが主導して取り組んできたが、先述したように、農泊の運営主体である中核法人では農林漁業関連は2割程度であり、観光協会やガイド、宿泊事業、旅行業等観光関連産業のサービスを行う事業者が半数以上を占めている。これは先に述べた事業実施主体の制約が少ないことやソフト・ハード両面の支援が手厚く、観光関連産業を本業とする事業者にとっても活用しやすい事業であったものとみられる。以上の二つの差異を第2図の運営体制の質的な変化として整理した。農泊の運営の事務局が法人化していないケースは多いものの、自治体の要素が薄れて、より地域主導でかつ民間の力を活用した取組

第2図 運営体制の質的な変化(概念図)



資料 筆者作成

(注) 1 実線の楕円内はグリーン・ツーリズムに取り組む地域の主体および農泊地域の主な運営主体。

2 実線の楕円外で点線の楕円内はオブザーバーとしての位置づけ。

3 自治体や農林漁業関連事業者、観光関連事業者のマークの数はイメージであり、実際の比率を反映したものではない。

みに進展しているものと考えられる。

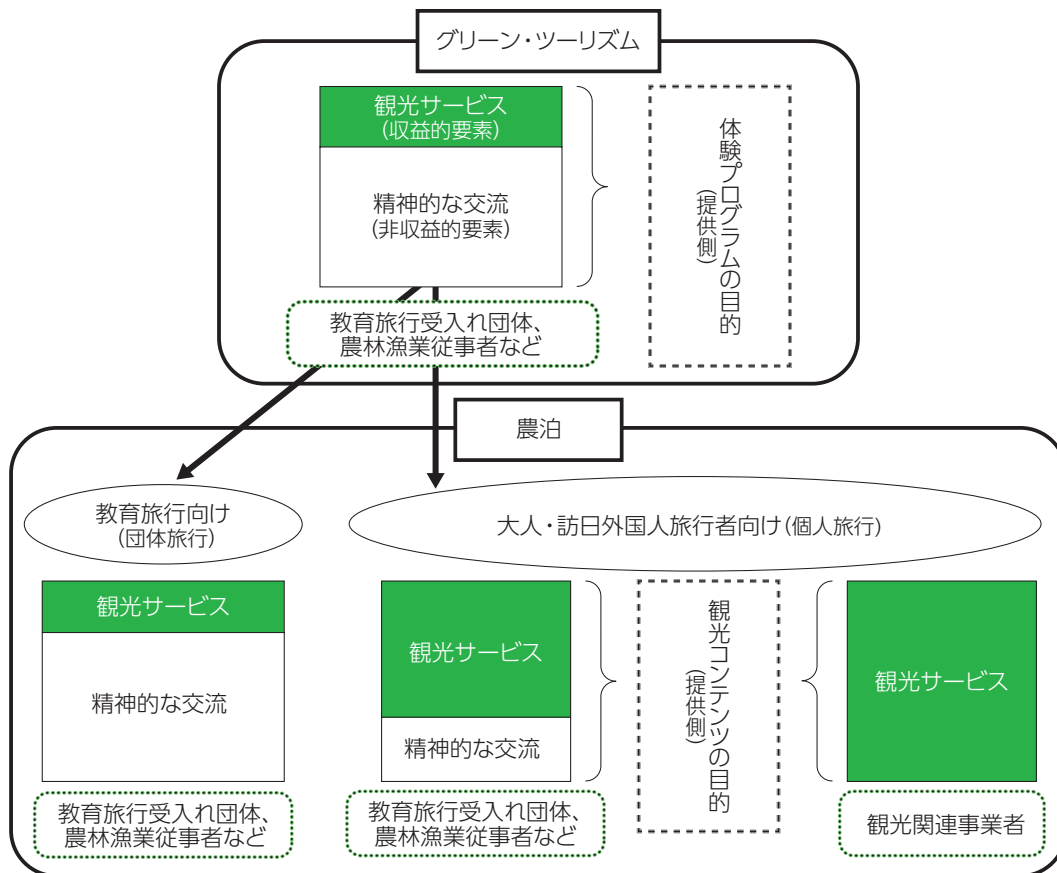
三つ目の差異は大人や訪日外国人旅行者への対象の切替えである。1節で農泊は観光消費増による農村所得の向上を目的に観光サービスを提供する段階に移行したと示した。すなわち観光サービスの提供にあたっては適正価格で体験プログラム等を販売する必要があるが、教育旅行や親子を対象とする体験プログラムでは料金設定がこう着しており料金の値上げが実質難しい。しかし、大人や訪日外国人旅行者にターゲットを変更すれば観光コンテンツの内容に見合う料金を設定でき、収益性を高める可能性がある。ちょうど国内旅行が団体旅行から個人旅行へと比重が増し、旅行者の旅行目的も細分化されてきているうえ、新型コロナウイルスまん延以前までは訪日外国人旅行者数が伸びてきていたため、農泊もこうしたトレンドを取り入れやすい状況にあ

ったとみられる。

第3図は体験プログラムおよび観光コンテンツにおける提供側の目的の質的な変化を整理したものである。体験プログラムや観光コンテンツの目的が収益的要素の強い観光サービスと非収益的要素の強い精神的な交流で構成されると仮定した場合、GTは精神的な交流の比重が大きいものとみなされる。一方で農泊は、大人や訪日外国人旅行者を対象とすることで観光サービスの比重が大きなものとなる。GTに長く取り組んできた団体では、農泊地域に採択されるにあたり、これまでのGTの取り組みを土台としつつ、部分的に大人や訪日外国人旅行者向けの観光コンテンツの提供を行っているものと考えられる。こうした部分的な観光サービスへの転換が農泊の概念の特徴であると考察される。

よって本稿が対象とした政策文書や関連

第3図 体験プログラム/観光コンテンツにおける提供側の目的の質的な変化(概念図)



資料 筆者作成

- (注) 1 ただし、教育旅行の受入れ団体においても収益性を高めている団体もあり、全てがこれに当てはまるとは限らない。
2 グリーン・ツーリズムでは観光コンテンツよりも体験プログラムの用語の使用が一般的であるが、農泊ではいずれの用語もおおむね同義で扱われている。第3図では、農泊における提供側の目的の質的な変化を示すために観光コンテンツとして示した。

資料の分析に基づき、農泊の政策上の概念を再定義するならば、農泊は、GTを土台としながらも、農林漁業あるいは観光関連産業を本業とする主導者が地域の有志と協力し、大人や訪日外国人の観光客を対象に農山漁村の地域資源を活用した観光サービスを民間主導で提供する取組みであり、精神的な交流よりも収益性を求める点がGTとは大きく異なるといえる。

こうした再定義により、農林水産省の「農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域

資源を活用した食事や体験等を楽しむ『農山漁村滞在型旅行』^(前掲注2)」の定義における従来の都市農村交流との概念的混乱に対して、運営体制と提供する観光コンテンツの目的における質的な変化の点で差異を明確化することができた。

(注17) 行動の種類の区分における、生理的に必要な活動である1次活動、仕事や家事など社会生活を営むうえで義務的な性格の強い2次活動、これら以外の活動で自由時間における活動の3次活動のうち、余暇活動は一般的に3次活動を指す(総務省ウェブサイト <https://www.stat.go.jp/data/shakai/1996/4.html> (2022年1月

7日時点))。
(注18) 齋藤・中村・木下 (1998) 760頁、小山・十代田・津々見 (2002) 938～939頁

おわりに

本稿では、まず農政における都市農村交流の現段階の位置づけが、観光サービスの提供側（農村）と消費側（都市）としての関係性に至ったことを1節で示した。次に2節では農村政策と観光政策から、農泊の導入背景を国策としての訪日外国人旅行者の誘客のための受入れ先および、持続性と収益性で課題の多いGTの仕切り直しに求めた。さらに3節で、農泊の定義や事業概要等から、大人・訪日外国人旅行者を対象とする観光コンテンツの造成や宿泊施設の整備など観光サービスの要素が多い点や、観光関連事業者の参画などが特徴であることを明らかにした。1～3節を踏まえたうえで、4節にてGTとの比較を通して政策上におけるGTから農泊への概念的な変化の考察を行った。

今後の農泊に関する研究にあたっては、政策上の農泊の概念にとどまらず、現場における農泊の実態把握を行う必要があるだろう。なかでも大目的である地域・農村振興に農泊地域の取組みがいかにして結びついているのかを明らかにすることが重要であると考え。農泊に関する先行研究や調査データは、個別事例、もしくは全国アンケートの結果と両極端であるため、複数の農泊地域の調査から帰納的に類型化することが肝要とみられる。

最後に、農泊はGTに比べ収益性を重視した取組みであると述べたが、都市農村交流において連綿と続いてきた精神的な交流はそれ自体に価値があり、単に収益性を求めるだけでは観光を本業としない農泊地域での取組みは続かないものと考えられる。そういった点でも現場の実態を把握し、政策上の農泊の目的が適当かどうかの再検討を行う必要もあるだろう。

(注19) 村上・大庭・古賀 (2020)、農林水産省 (2021) 等

<参考文献>

- ・大西敏夫 (2019) 「都市・農村交流の現段階」『大阪商業大学論集』第15巻第1号、213～222頁
- ・栗栖祐子 (2011) 「日本のグリーン・ツーリズム研究の動向と今後の方向性——農村、観光、林業経済の研究レビューから——(テーマ：林業経済研究は森林セクターにどう貢献するか——気鋭の研究者はこう考える——、2011年春季大会論文)」『林業経済研究』第57巻第1号、37～48頁
- ・桑原考史 (2010) 「グリーン・ツーリズムの担い手と事業的性格——東日本スキー観光地域の民宿を事例に——」『日本の農業——あすへの歩み——』第244号
- ・小山環・十代田朗・津々見崇 (2002) 「農村における都市との交流施策の類型及び展開に関する研究」『都市計画論文集』第37巻、937～942頁
- ・小山環・十代田朗・津々見崇 (2017) 「都市と農村の交流に関する言説の変遷——雑誌『農業と経済』のケーススタディ——」『都市計画論文集』第52巻第2号、198～208頁
- ・齋藤朱未 (2014) 「都市農村交流に関する研究動向と今後の展開」『農村計画学会誌』第33巻第3号、343～348頁
- ・齋藤雪彦・中村攻・木下勇 (1998) 「グリーンツーリズムの趨勢に関する研究」『ランドスケープ研究』第61巻第5号、759～762頁
- ・阪井加寿子 (2017) 「日本における都市農村交流をめぐる時代背景の変化と研究の特徴」『観光学』第16巻、39～48頁
- ・大學寛和・納口るり子 (2019) 「農泊の系譜と現状に関する一考察」『農村計画学会誌』第38巻論文特集号、298～306頁
- ・出口高靖 (2021) 「都市農村交流の課題と方向性について——『子ども農山漁村交流プロジェクト』に焦点をあてて——」『地域活性化ジャーナル』第27巻、15

～28頁

- 農林水産省（2019a）「農泊推進のあり方検討会中間とりまとめ（令和元年6月）」
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhaku/attach/pdf/arikata-20.pdf>
- 農林水産省（2019b）「農泊推進のあり方検討会中間とりまとめ（参考図表）（令和元年6月）」
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhaku/attach/pdf/nouhaku_top-70.pdf
- 農林水産省（2021）「農泊をめぐる状況について（令和3年10月1日時点）」

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhaku/attach/pdf/nouhaku_top-48.pdf

- 村上興・大庭知子・古賀元也（2020）「全国農泊推進組織の組織形態及び運営状態に関する研究」『日本建築学会九州支部研究報告集』第59巻、145～148頁

（さとう さき）

